

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

岬町長

田代 亮

岬町条例第 1 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岬町税条例の一部改正)

第 1 条 岬町税条例（昭和 5 1 年岬町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 1 0 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 8 9 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

(岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年岬町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。